

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金に加入した時期は覚えていないが、昭和 50 年 10 月から国民年金保険料を納付し始め、その数か月後ぐらいに申立期間①の保険料を銀行で一括納付した。申立期間②の保険料は、当時引っ越しをしているが納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付することができなかつた特段の事情もみられないことから、申立人は、当該期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 50 年 10 月から保険料を納付し始め、その数か月後ぐらいに当該期間の保険料を銀行で一括納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、52 年 6 月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。なお、当該手帳記号番号払出時点では、当該期間のうち 49 年 2 月から 50 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から52年3月まで

私が嫁いだ先の義父は、私の国民年金の加入手続きを行い、納税貯蓄組合に家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。義父母及び夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の手帳記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和51年1月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時期からみて申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能であり、申立期間直後の52年4月から保険料免除期間直前の56年3月までの保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人を含む家族の保険料を納付していたとする申立人の義父は、国民年金の拠出制度が開始された昭和36年4月から60歳に到達する月の前月（62年*月）までの保険料を完納しており、申立人の夫及び義母も申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、義父は、申立人の申立期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、両親に勧められ、学生だった昭和 54 年 3 月に国民年金の加入手続きを行い、大学院を修了後の 55 年 3 月に実家に戻り、すぐに住所変更手続きを行った。国民年金保険料は、学生時代は両親からの仕送りで納付し、実家に戻ってからはアルバイトの収入で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった昭和 54 年 3 月に国民年金に任意加入しており、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 3 か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みである。

また、申立人は、大学院修了後に実家に戻り、すぐに国民年金の住所変更手続きを行ったと述べており、申立人が所持する年金手帳の住所欄には実家の住所及び「昭和 55 年 3 月 21 日」変更の記載が確認でき、申立人に係る転入者台帳整理カードには「55. 5. 28」と押印されているなど、住所変更手続きは適切に行われていたと推認でき、申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から45年3月まで
② 昭和50年4月から同年12月まで
③ 昭和61年4月から同年12月まで

私は、20歳になって間もなく、国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、私の国民年金保険料を、当時同居していた母の保険料と一緒に納付していた。申立期間②については、私たち夫婦は生活が大変で保険料を納付することができなかった期間があったと思うが、私が夫婦の保険料と一緒に納付していたので、夫の保険料のみ納付していたことはない。申立期間③については、私たち夫婦の生活状況は、前年までの申請免除期間の生活状況と特に変わったことはなかったと思う。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が申請免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳になって間もなく、国民年金の加入手続を行ったと述べており、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和44年6月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では同年3月の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、同年4月から45年3月までの保険料は現年度納付することができるほか、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料は納付済みであることを踏まえれば、申立人の当該期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、夫婦二人分の保険料を区役所の出張所で納付していた期間があったと思うが、生活が大変で保険料を納付することができなかった期間もあったと思うと述べており、当該期間前後の期間の保険料は未納となっているこ

となどを踏まえると、申立人の主張が確からしいと判断することができない。

申立期間③については、オンライン記録では、申立人及びその夫の昭和53年度から60年度までは申請免除期間とされていることが確認できるものの、申立人は、当該期間に係る61年度において、保険料の免除申請を行った記憶は明確でなく、申立人の夫は、当該期間を含む昭和61年4月から平成2年2月までの期間は未納と記録されているほか、申立人に対し、昭和63年8月5日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成時点では、当該期間の少なくとも一部は未納とされていたと推認できる。

そのほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人が申立期間③の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月22日から39年4月1日まで
② 昭和39年4月1日から43年10月13日まで
③ 昭和43年11月1日から44年4月1日まで
④ 昭和44年4月1日から46年11月1日まで
⑤ 昭和46年11月1日から47年2月1日まで
⑥ 昭和47年2月1日から48年3月1日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和49年5月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の事業所別被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の同被保険者名簿には、その表示が無い上、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給が確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月18日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、A社（本店）から同社C支所への異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る職員原簿及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月18日に同社（本店）から同社C支所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間及び同年5月から平成8年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和61年5月から平成8年4月まで

私は、国民年金の加入手続については何も覚えていないが、集金人が自宅を訪れるようになり、その集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和59年7月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であるものの、申立期間は合計12年間であり、申立人は申立期間を通じて居住地の変更は無く、これだけの長期間にわたり同一の行政機関が同じ被保険者に対して事務処理を誤り続けたとは考え難い。

また、申立人は自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたと述べているが、保険料の納付額に関する記憶が明確ではなく、妻も申立期間の保険料が未納である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 12 月まで

私は、両親から、「国民年金への加入は国民の義務だから必ず加入し、国民年金保険料を納付するように。」と常々聞いており、私の国民年金保険料を納付したと聞かされた覚えもあるので、両親は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。

また、私は、昭和 55 年 3 月に大学を卒業した後に、国民年金の保険料として市の支所で 5 万円前後を 2 回ほど納付した覚えがある。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、両親から聴取することができず、加入手続の状況は不明であり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人及び両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする主張が確からしいと判断することができない。

そのほか、申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から11年2月まで

私は、平成8年の夏から秋頃に、国民健康保険の加入手続を行うために区の出張所に出かけたところ、窓口で、「国民年金保険料の未納分を入金しなければ国民健康保険証を作成できない。」と言われたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同出張所で未納の国民年金保険料をまとめて納付し、国民健康保険証を作成してもらったことをはっきり覚えている。その後、次の就職先が決まるまで国民年金保険料を同出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年の夏から秋頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金の資格取得記録の処理日は9年12月2日であり、この頃に切替手続が行われたと考えられ、申立内容と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区の出張所で納付したとしているが、上述のとおり、申立期間に係る資格取得記録の処理日は平成9年12月2日であり、この時点で、申立期間のうち8年5月から9年3月までの保険料は過年度保険料となり、過年度保険料は国庫金であるため同出張所で納付することができないなど、申立内容が確からしいとの心証を得ることができない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するようになった契機について、区の出張所窓口で、「国民年金保険料の未納分を入金しなければ国民健康保険証を作成できない。」と言われたからであると述べているが、制度上、国民年金保険料の未納分を入金しなければ国民健康保険証を作成できないということはない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの期間、40年5月から同年9月までの期間及び57年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで
② 昭和40年5月から同年9月まで
③ 昭和57年3月から同年9月まで

私の母は、私が20歳となった昭和37年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、私が40年10月に就職したときに母から渡された年金手帳には、前月まで全て保険料が納付済みと記録されていたと記憶しており、就職後は会社を退職するたびに私自身が再加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳になった昭和37年*月頃に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。しかし、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得日は、当初38年4月1日と記録管理されていたが、平成12年3月23日に、申立人が20歳に到達した日である昭和37年*月*日に訂正されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正をするまでは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の昭和40年10月に就職したときに母から渡された年金手帳には、「前月まで全て保険料が納付済み」と記録されていたとしているが、i) 当時申立人が居住していた区で作成された被保険者名簿には、45年11月10日に当該期間を含む納付書が交付されたことが記載されていることから、当時、当該期間は未納と記録されていたことが確認できること、ii) 当該納付書の交付時点は、第1

回特例納付実施期間中であるため、申立人は、特例納付制度を利用し当該納付書で当該期間の保険料を遡って納付することが可能であるが、申立人は遡って納付したとは主張しておらず、その記憶も無いこと、iii) 当該期間の保険料を母親が特例納付していた可能性があるものの、申立人は、母親から特例納付を利用して保険料を納付したと聞いた記憶も無く、母親から当該期間の保険料納付の状況を聴取することができないことなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

申立期間③については、平成12年3月23日に申立人に係る国民年金被保険者資格の取得日が昭和57年4月1日から同年3月31日に訂正されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正をするまでは、同年3月は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、住民票によると、申立人は56年7月25日に転居したことが確認できるが、申立人の所持する年金手帳の住所欄には変更日が58年8月22日と記載され、さらに国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には「出58.10.14A区」と記載があることから転居を伴う再加入手続きが同年8月に行われたと考えられ、当該再加入時点で、当該期間の保険料の一部は過年度納付が可能であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

そのほか、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 14051 (事案 11127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年4月まで
申立期間直後の平成9年5月から11年3月までの期間の未使用の領収済通知書(納付書)が見つかった。申立期間の国民年金保険料が未納であれば、もっと以前に申立期間の保険料の納付書が送付され、私は、その納付書を利用して申立期間の保険料を納付していたはずである。前回の申立てでは認められなかったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、改めて調査・審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、申立期間の6か月分の保険料を、2年の時効期間を過ぎない平成10年の秋と11年の春頃に2回に分けて納付したと説明しているが、その後の23か月の保険料は納付していないこと、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても6か月分のみを納付した理由について具体的な説明がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間直後の平成9年5月から11年3月までの期間の未使用の領収済通知書(納付書)を提出しているが、当該通知書は、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものではないことから、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私は、昭和51年3月にA社を退職した後、同年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿索引票の備考欄に「63年度新規加入19次」と記載されていることから（19次とは、昭和63年度の4月1週目から数えて19週目を表す。）、63年8月頃払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳を所持しており、これ以外に受け取った年金手帳の記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年6月までの期間及び同年10月から17年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月から同年6月まで
② 平成3年10月から17年6月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、国民年金の納付書が自宅に届いたことから、国民年金保険料を郵便局及び金融機関で納付していた。また、私が所持している銀行の預金通帳では、申立期間②の間の平成14年10月から13回にわたり、保険料が引き落とされていることが確認でき、このことも私が申立期間の保険料を納付していたことの^{あかし}証である。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を郵便局及び金融機関から納付していたと述べているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の基礎年金番号は平成17年7月12日に厚生年金保険の記号番号に基づいて付番されており、当該付番時点で申立期間は未加入期間から未納期間に記録が変更されており、記録が変更されるまでは申立人は申立期間の保険料を納付することができず、記録が変更された時点では、15年5月以前の保険料は時効により納付することができず、同年6月以後の保険料は遡って納付することが可能であるものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無いと述べている。

また、平成14年10月から13回にわたり、申立人の預金口座から国民年金保険料が引き落とされていることが確認できるが、申立人の父親に係る国民年金保険料の口座振替情報記録では、父親の保険料の引き落とし口座の名義人は申立人、口座番号は申立人の上記預金口座のものであり、預金口座の振替日と父親の保険料収納日が一致していることから、申立人の預金口座から引き落とされていることが確認できる国民年金保険料は父親のものであると考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年5月から同年9月まで

私の母は、私が 20 歳となった昭和 63 年*月頃に私の国民年金の加入手続を市の出張所で行い、平成元年4月に就職するまで国民年金保険料を毎月出張所で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和63年*月頃に母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が学生であった同年10月29日に任意加入したことにより払い出されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」も、「昭和63年10月29日」と記載されている。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から49年3月まで
私の父は、私が20歳となった昭和46年*月頃に私の国民年金の加入手続を町役場で行い、付加保険料の申出を行った日は定かでないが、付加保険料を含む国民年金保険料を町役場で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和46年*月頃に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、50年4月30日にA町において払い出されたことが確認でき、申立人が現在所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」は「49年4月1日」と記載されている。

また、申立人は、昭和46年*月頃から父親が付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、A町が作成した国民年金被保険者名簿には、資格取得日が「49年4月1日」、所得比例（付加保険料）の納付開始日が「50年7月30日」と記載されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、申立期間当時大学生であったと述べていることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から10年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から10年7月まで

私は、会社を退職した平成4年1月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が近所の金融機関で毎月納付していた。8年に結婚してからは国民年金に関することを元妻に任せていたので、保険料も元妻が納付してくれていたと思っていたが、再婚前後の13年か14年頃に納付書が送られてきたので、その当時の未納分だと思われる2年分くらいの保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得の処理日から、8年10月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該払出時点では、申立期間のうち6年8月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は平成13年か14年頃に送られてきた納付書で2年分くらいの保険料を遡って納付したと述べているが、当該送付時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から35年1月6日まで
平成26年5月の初めに来日したとき、友人の勧めで年金事務所において自身の年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、既にA国に移住しており、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月6日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する29名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む27名に支給記録が確認でき、その全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録がある者のうちの1名は、「退職時に人事課の人から、再就職しないのであれば一時金をもらった方がいいのではないかと勧められた。脱退手当金は、事業所から手渡しでもらったのだと思う。」旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和35年3月25日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする日には、既にA国に移住しているため、脱退手当金は受け取れなかった。」旨主張しているが、脱退手当金については、当時は本人が委任した者による代理受領や海外への送金なども可能となっていたことか

ら、A国に移住していたことをもって脱退手当金の受領ができないとは言えず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月1日から37年8月1日まで
② 昭和37年8月1日から39年4月1日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務した申立期間②に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年7月28日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。